

# 国際税務ニュースレター

2008年5月号

## 今回のテーマ：移転価格判決(平成19年12月7日東京地裁)

国外関連者が日本で販売するソフトウェアに関して、販売促進活動やサポート活動にかかる手数料の算定に再販売価格基準法に準ずる方法を適用した課税当局の更正処分を認め、また、税務職員による質問検査権限を認める判決が行われました(平成19年12月7日判決言渡 平成17年(行ウ)第213号)。

原告は外国法人の100%日本子会社で、親会社が日本で販売するソフトウェアに関するマーケティングやサポート活動を行っていましたが、その対価として受け取った手数料の算定方法が問題となったものです。

### 1 独立企業間価格の算定について

独立企業間価格の算定方法としては、基本三法(独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法)が優先的に適用され、基本三法が適用できない場合には基本三法に準ずる方法もしくはその他政令で定める方法(取引単位営業利益法や利益分割法)の適用が検討されます。

判決では、まず、課税当局が合理的な調査を尽くしたにもかかわらず、基本三法と同等の方法を用いることができない事例であると認めた上で、ソフトウェア製品の販売における原告の機能およびリスクが、受注販売方式を採る再販売取引における再販売者のそれと類似していることから、受注販売方式を採る再販売取引に係る売上総利益率をもって通常の手数料の額を算定しようとする課税当局の方法は合理的であるとししました。確かに、原告はサポートサービスをその機能とし、在庫リスクを負担していないという点において、受注販売方式に類似していると言えます。

さらに、役務提供取引の場合、一般的には、再販売価格基準法はなじみにくいと考えられているものの、一定の合理性が認められることから、役務提供取引に再販売価格基準法に準ずる方法と同様の方法を適用することはできないとはいえないとして、課税当局の主張を認めました。

### 2 移転価格における質問検査権

移転価格における質問検査権とは、法人が独立企業間価格の算定に必要な帳簿書類等を「遅滞なく提示し、又は提出しなかった場合において、独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲において、当該法人の当該国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、又は当該事業に関する帳簿書類を検査することができる」というものです(措法66の4)。その結果として得られた比較対象取引が、いわゆるシークレットコンパラブルです。

原告は課税当局から要求された帳簿書類等を遅滞なく提出し、事業内容などの聴取にも積極的に協力したにもかかわらず、裁判所は、質問検査に係る手続が違法であることを理由に、直ちに課税処分が違法であるとはいえないとして、課税当局による比較対象法人に対する質問検査権を認めました。

## お見逃しなく！

- 基本三法が適用できない場合、基本三法に準ずる方法もしくはその他政令で定める方法の適用に優劣関係はありません。本件では、原告はどの算定方法がベストかを具体的に主張しませんでした。取引単位営業利益法や利益分割法などがより合理的であることを主張していますと、違う結果になっていたかもしれません。
- 課税当局は比較対象取引として1社のみを選定しました。1社のみでも比較対象となり得ることが認められた事例としても注目されます。
- 日本の移転価格税制にはいろいろな問題点がありますが、そのうちの一つがシークレットコンパラブルです。本件のような状況でのシークレットコンパラブルが容認されることとなり、今後の適用拡大が懸念されます。

**お問い合わせ先：税理士法人わかば**

**TEL：042-729-6440 FAX：042-729-6991**

**Mail：[info@wakaba-tax.com](mailto:info@wakaba-tax.com)**

**情報提供：太陽ASGグループ（ Grant・ソントン 加盟事務所）**